



窓口の場所確認はこちらから⇒

『○窓口』は市役所1階の窓口番号です

出生

出生に関連するおもな手続き

あてはまる手続きをご自身でご確認してください

下記にあてはまりますか？

	手続き	必要なもの	該当	受付窓口	場所	受付
住所 戸籍	お子さんのマイナンバー	※後日、通知が郵送で送られます (約1か月かかります)		市民課	① 窓口	
	お子さんの住民票コード	受付窓口でお渡しします				
保険 年金	お子さんが国民健康保険に加入する方	国民健康保険の加入		国保年金課	② 窓口	
	→出産した方が国民健康保険の方					
	① 出産した医療機関で「直接支払制度」(※1)の手続きをし、出産費用が50万円(※2)に満たなかった方 ② 「直接支払制度」(※1)を利用せずに、出産費用の全額を医療機関で支払った方	「出産育児一時金」の支給申請	<ul style="list-style-type: none"> ・出産育児一時金支給申請書 ・世帯主の口座番号がわかるもの ・世帯主の印鑑 <病院でもらった次の2点> <ul style="list-style-type: none"> ・出産費用の領収・明細書の写し ・直接支払制度合意文書の写し 			
→出産した方が国民健康保険以外の方	※同様の制度があります。手続き方法は、加入している健康保険の担当者にお問い合わせください。		健康保険の加入先で手続きしてください			
※1 国民健康保険から医療機関へ出産育児一時金を直接支払う制度 ※2 産科医療補償制度に加入していない医療機関では48.8万円						
こども	母子健康手帳への出生証明		母子健康手帳		市民課	① 窓口
	児童手当を申請する方	児童手当の申請 ※公務員世帯の方は、勤務先で申請してください 出生の翌日から起算して 15日以内 ※必要なものがそろっていても窓口へお越しください	・マイナンバーが確認できる書類(両親) ・請求者の通帳 ※公金受取口座の場合は通帳不要 ・請求者の健康保険証		児童手当・こども医療費窓口	⑧ 窓口
	乳幼児医療費助成を申請する方	乳幼児医療費助成の申請 ※必要なものがそろってから窓口へお越しください	・健康保険証(子)	○		
	赤ちゃん訪問のご案内	お子さんが生まれてから4か月頃までを目安に、「予防接種一覧」をお渡ししたり、お子さんの様子を伺って状況に応じた育児情報をお伝えするために、ご家庭を訪問しています。訪問の際には、事前にご連絡します。	訪問の際には、保健師より事前にご連絡します。		健康推進課	外部
	子育て応援ギフト	子育て応援ギフトの申請 ※赤ちゃん訪問の際に申請の案内をいたします。			石路524-1 福祉保健会館 055-992-5711	
	保育園・こども園に入園を希望する方	保育園・こども園の入園相談	※受付窓口でご相談ください		幼稚園・保育園課	⑦ 窓口
	未熟児で出産された方	養育医療給付の相談・申請	※受付窓口でご相談ください		児童手当・こども医療費窓口	⑧ 窓口
その他	市営住宅に入居している方	市営住宅の同居手続き	※受付窓口でご相談ください		都市計画課 建築住宅係	市役所 2階



裾野市役所

〒410-1192
裾野市佐野1059番地



市役所代表電話

055-992-1111



WEB



開庁時間 あさ 8時30分 ~ 夕方 5時15分
(土曜・日曜・祝日、年末年始[12/29~1/3]の閉庁日はお休みです)

深良支所、富岡支所、須山支所の開庁時間も同様です。
受付窓口欄に **支所OK** マークのあるものは、支所でも受付できます。

裾野市公式ウェブサイト <https://www.city.susono.shizuoka.jp/index.html>

手続きチェックシート

出生

お子さまのご誕生
おめでとう
ございます！



忘れずにお持ちください

本人確認書類

市役所で手続きの際は本人確認をいたします。
本人確認書類の提示をお願いいたします。

1点で
本人確認
できるもの

<官公署が発行した、顔写真付きで身分を
証明できるもの、免許証、許可証>



そのほか

- ・パスポート
- ・障害者手帳
- ・官公署発行の顔写真付きの免許証、許可証など

確認に
2点が
必要なもの

- ・健康保険証
- ・年金手帳
- ・介護保険証
- ・年金証書
- ・顔写真付きの社員証、学生証など

代理人の方が手続きするときは

- 1 代理人として来られた方について本人確認をいたします
- 2 手続きができるかどうか、手続きの対象となる方との関係や委任状により確認させていただきます。
- 3 番号制度の対象手続きの場合は、手続きの対象となる方のマイナンバー(個人番号)をご提示いただきます。

異動届処理番号

出生届

お子さまが生まれたら
14日以内に届出してください

≪届出に必要なもの≫

- ・医師・助産師等が作成した出生証明書付き出生届
- ・母子健康手帳
- ・届出人の印鑑

関連する手続きは
内側にあります

